

官報

昭和六十一年五月七日

○第四百回参議院會議録第十四号

昭和六十一年五月七日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第十四号

昭和六十一年五月七日

午前十時開議

第一 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第一

○議長(木村睦男君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。三塚運輸大臣。

〔國務大臣三塚博君登壇、拍手〕

○國務大臣(三塚博君) 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

国鉄の経営は、昭和五十九年度末において繰越欠損金が十二兆円を超えたほか長期債務残高も二十一兆八千億円に達するなどまさに危機的状況にあります。

このため、政府におきましては、昨年七月に提出された日本国有鉄道再建監理委員会の意見を最大限に尊重し、昭和六十二年四月一日から新経営形態へ移行することにより国鉄の経営する事業の抜本的改革を図ることとしたところであり、これを並行して、日本国有鉄道の経営する事業の再建の推進に関する臨時措置法第三条の規定に基づき、国鉄の経営する事業の運営の改善のために緊急に講ずる必要があると認められる事項について所要の措置を講じ、国鉄の経営する事業の適切かつ健全な運営を実現するための体制整備に資するよう努めているところであります。

本法法律案は、昭和六十一年度において、このような緊急に講ずべき措置として、国鉄の長期債務に係る負担の軽減及び職員退職の促進を図るための特別措置を定めることとしたものであります。

〔小柳勇君登壇、拍手〕
○小柳勇君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました法律案に対して質問をいたします。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、国鉄の長期債務に係る負担の軽減を図るため、政府は、資金運用部が国鉄に貸し付けている資金に係る債務のうち、既に棚上げ措置を講じている特定債務五兆円余を一般会計に承継させることとし、一般会計は同額の資金を国鉄に貸し付けて貸し付けしたものとすることとしたしております。また、現在一般会計が国鉄に貸し付けている一定の無利子貸付金に係る債務の償還期限等の延長についても必要な措置を講ずることとしたしております。

本論に入ります前に、昨日終わりました東京サミットに關しまして、国民批判の厳しい二つの点について、総理にまず質問をいたします。

一つは、円高対策であります。サミットにおける総理の各国首脳に対する対応と、これからのくらしい上昇するかの見通し及びこれに対する対策をまず伺います。二つ目は、リビア問題であります。米ソ間に立つて中立外交を進めるべき我が国のこれからの対応について、総理の決意を伺います。

第二に、国鉄の職員が著しく過剰である状態を緊急に解消するため、国鉄の行う退職希望職員の募集に応じて退職を申し出、認定を受けた職員が昭和六十一年度中に退職したときは、その者に對し俸給、扶養手当及び調整手当の合計額の十カ月分の額に相当する特別給付金を支給するなど所要の措置を講ずることとしたしております。

次いで、本論の質問に入ります。

国鉄は今、中曽根内閣の手によって解体され、一部資本に売却渡されようとしております。我が国の経済発展と国民生活にとって、異常事態とも言わなければなりません。私は、このような国鉄の分割・民営化という暴挙に対して反対し、これを阻止する立場から、総理並びに関係大臣に質問いたします。

ところで、本法案について、政府は国鉄改革関連法案とは別のものであると強調しておりますが、我が党は本法案こそ国鉄改革関連法案の前提となる法案であると認識しており、この際、国鉄改革案全般にわたって質問することをまず冒頭申し上げておきたいと存じます。

以上が日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案の趣旨でございます。

〔拍手〕

○議長(木村睦男君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小柳勇君。

以下、五つに分けて端的に伺います。

まず第一は、政府はなぜ国鉄の分割改革をこんなに急がなければならないのでしょうか。

国鉄は、現在実施中の経営改善計画のもとで赤

議事日程追加の件 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(趣旨説明)

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(趣旨説明)

四二〇

字は年々縮減に向かつており、長期債務などの過分の負担を取り除きさえすれば、全国一社体制の現在においても国鉄収支は大幅に改善できることは確実であり、短兵急に分割を急ぐ必要は全くないのであります。政府はまた、分割の理由として、地域密着のサービスを行い、経営の自主責任を生かすためだと言っておりますが、地域に密着したサービスは、分割しなくても経営感覚を生かせば全国一社体制のもとでも十分行えます。要員規模を三万ないし四万人程度に分割することが経営管理上必要だとも言っております。それでは、三十万、四十万の要員を抱えておる大企業のある整然たる経営実態をどう見ればよいのでしょうか。

さらに、経営の自主責任が今日の体制では発揮できないということも言っていますが、これも理由になりません。これは、ひとえに、不当なる政治介入によって国鉄に当事者能力を与えてこなかったことから起きていゝものであつて、分割するしないには全く関係のないことであります。総理は、分割・民営は国民大多数の意見だと思ひ上がつておりますが、我々がいたしました三千五百万人署名の盛り上がりは、国民の分割・民営に反対の意見が極めて強いことを明確に物語っているものであります。

さらに政府は、国鉄改革が急務であることを盛んに宣伝し、臨調や国鉄再建監理委員会の密室討議の改革案に固執し、国民や国会審議を抑え込んでいこうとしております。これこそ議會制民主主義の軽視、国民の合意形成の拒否の中曾根ファッショ政治の実態だと言わなければなりません。中曾根総理、全国一社体制のもとでの国鉄改革こそ、国民の大多数が切実に求めている国鉄改革の

真の姿であります。この立場から、我が党は、国民の共感を得る全国一社体制の具体的改革案を提出しております。総理、この際、今年中に九法案を可決して、来年四月一日から分割会社で鉄道経営をしようという性急な改革案を撤回して、我が党案や他党案も十分勘案し、国会において十分審議を尽くし、時間をかけて国民合意の道を探ろうではありませんか。総理の明確な回答を伺いたいと存じます。

第二は、国鉄を破局に陥れた政府みずからの責任を放置して、他に責任を転嫁するやり方は許すわけにはまいりません。

政府は、国鉄の経営破綻の責任は、公社と全国一元的運営の現行体制に問題があると一方的に決めつけ、みずからの責任は棚に上げ、債務を水膨れさせ、あまつさえ十六兆七千億円の債務を国民負担に押しつけ、国鉄労働者に首切りという形で全責任を負わせてきているのであります。そもそも国鉄は、昭和三十八年度まで四十五万人の職員を抱えながら黒字経営を続けてまいりました。しかるに、昭和四十年代に入つて、経済成長に名をかりて、自民党内閣は、国鉄の採算性を無視して、輸送力増強のために新幹線をつくり、貨物ヤードなどに巨額の設備投資を国鉄の負担で行わせ、借金の累積を繰り返してきたのであります。その結果が二十五兆円余の現在の長期債務であります。まさに自民党政府こそ国鉄破綻の大罪人ではないでしょうか。そうして、昭和四十四年度以来、五度も経営改善計画を公約し、二度の債務棚上げを行つても赤字体質を解消させることができなかった政府の責任はまことに重大と言わなければなりません。

中曾根総理、あなたは十八年前に運輸大臣でございました。あなたにも責任の一端があるはずです。為政者としてみずからの責任を回避し、そのツケを国民や国鉄労働者に押しつけるやり方は盗人たけだけしいと言わなければなりません。国民に多額の債務返済を押しつけ、国鉄労働者と家族に生活の不安を与える前に、総理は国民に対して深く謝罪し、政府の責任を明らかにすべきであると存するのでありますが、総理の答弁を求めます。

第三は、不当な要員合理化についてであります。

政府並びに国鉄再建監理委員会は九万三千人の余剰人員を算定し、国鉄職員に一方的首切り強行を進めております。一体政府は、九万三千人の余剰人員という名の人員整理の数について、憲法で保障された労働基本権に基づいて労働組合と労使交渉を行ったでありますか。否、行っていないのであります。また、九万三千人の余剰人員の算定に関連し、政府の適正要員規模なるものが理解できません。

政府並びに監理委員会答申は、民鉄並みということと算定の根拠にしております。しかるに、民鉄と国鉄の営業一キロ当たりの要員数は、民鉄が十八名に対し、国鉄はもはや十二名になっております。政府の昭和六十二年年度予定の要員で勘定すると、国鉄は十名を切つてしまふのであります。経営規模が類似する国鉄千葉鉄道管理局と近畿日本鉄道の要員数を比べても、既に千葉鉄道管理局の方が少なくなつていゝのであります。政府の適正要員規模の根拠は欺瞞というほかありません。

この結果は、駅無人化の増大や安全輸送面において既に国民の間から不安が高まつていゝことは、私があえて指摘するまでもないところであります。

ここ数年來、国鉄の労使は、政府の国鉄改善計画に沿つて毎年二万人ないし三万人の合理化減員を実施してきております。本年四月現在の職員数も既に二十七万七千人となり、政府の予定よりも一万一千人も少なくなつていゝのであります。しかも、国鉄職員はきょうも職務を忠実に実践し、一日千九百万人の旅客を安全に、定時に輸送しております。しかるに、ある日突然外部から九万三千人が余剰人員であると宣告されて、はい、そうですかとだれが一体納得するのでしょうか。国鉄再建監理委員会の九万三千人の余剰人員、その前提に立つて二万人の希望退職者をこの法律で募集しようとしておりますこと、また、四万一千人を旧国鉄に残し、三年間で一方的に解雇することを我々は断じて承認できません。総理、運輸、労働大臣の答弁を求めます。

第四は、長期債務の具体的な処理方法が全く明らかにされていゝことではありません。

この長期債務の処理については、国鉄再建監理委員会がその具体的方法を政府にげたを預けていたのですが、既に九月月たつていゝにもかかわらず、何ら具体的方策が示されておりません。この法案のように、債務の一部について一般会計承継という効果のない措置しか行ないゝのは、政府みずから長期債務の処理について打つ手がないという意思表示ではありませんか。長期債務の処理は、国鉄改革法を国会に提出する前に明らかにしておく責任が政府にあるはずです。また、新事業体が用地等資産をどう承継していゝのか、これも

まだ明らかではありません。その詳細な公表はいつになるのか、明らかにしていただくと同時に、長期債務全体の償還計画を説明すべきであります。このままでは国鉄改革法は一切審議できないのでございます。総理、運輸大臣及び大蔵大臣の答弁を求めます。

第五は、政府の国鉄改革が国鉄の公共的役割無視、経済性偏重になっている点であります。

政府は、旅客鉄道部門を六分割するなど、国鉄を二十四分割に解体しようとしております。そうして、その前提に特定地方交通線の一斉廃止を先行させており、既に地域住民のかけがえのない足を奪い去ってきております。鉄道の廃止は特定地方交通線だけではありません。六分割旅客会社の中で北海道、九州、四国の経営が成り立つことは不可能だと思ひます。それは地元経済団体すら認めているところであります。その結果は言うまでもありません。経営維持のために、政府が廃止しないと言っている地方交通線の廃止にも手をつけることは明らかではありませんか。鉄道は経済性だけの物差しでははかれず、公共性を無視できないがゆえに、国民の鉄道存続に対する声が強いのではありません。

先般来、当院運輸委員会では数名の県知事から参考意見を聞いておりますが、各県知事とも、後進地域発展のために、全国ネットワークの鉄道の必要性、地方交通線の存続を強く訴えておられます。我が党は、全国一社体制の日本鉄道株式会社法案を提案し、その中で地方交通線に対しては、公共性を重んじて政府において一定程度の助成を行うよう定めております。先進西欧諸国もこの方策をとっておるのは皆さん御存じのとおりであり

ます。この我が党案に対する総理並びに運輸大臣の見解を求めます。

最後に訴えます。

私もかつて鉄道局の技手として、みずから列車を運転し、速度を決め、ダイヤをつくった運転計画のメンバーでした。国会に出てからも運輸、交通の部門に身を寄せ、特に国鉄問題と取り組んでまいりましたが、私の少ない経験からも、今回の政府の国鉄改革案はデメリットが多過ぎます。日本の将来にとって、国鉄はもつと大事にして、国民の側に立つて再建すべきではないでしょうか。産業構造の地方分散が今強く求められておりますが、それには皆さんの田舎に、開発のおくれた地域に快速電車が必要です。また、自動車洪水による朝晩の交通渋滞を解消するためには、地方交通線を強化しなければなりません。

中曽根総理、あなたは、我が国二十一世紀の国土交通のあるべき方向に逆行する政策をとろうとしておられるのではないのでしょうか。目を覚ますべきときです。国民共有のかけがえのない財産である国鉄を解体して財界に売り渡せば、数年を待たずして、何となくことをしてくれかたという激しい恨みの声が、あらしとなって中曽根総理の身辺を襲うことではありません。今こそ勇気を出して国鉄の分割・民営化案を撤回すべきだと思います。総理に衷心から訴えまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣中曽根康弘君登壇 拍手〕

○国務大臣(中曽根康弘君) 小柳議員にお答えをいたします。

まず、サミットにつきまして、国民の皆様方から多大の御協力をいただきまして心からお礼申し上げます。

上げる次第でございます。特に、東京都民等の皆様方には、過激派の事故を防止するために交通規制その他で大変御迷惑をおかけいたしました。おわびを申し上げると同時に、御協力を感謝申し上げます。上げる次第でございます。

円高対策の問題でございますが、円の急上昇、これに關しましては、日本経済に対する現状、被害についてはサミットにおきましても強く説明をし、適当な対応を強調してきたところでございます。しかし、サミットは個別通貨対策をやる場所ではございません。しかし、今回の声明におきましてサミット構成七カ国、いわゆるG7、それから日本、アメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、この五カ国とこれと諸般の経済指標を多角的に監視する、そして当初の意図より著しく脱逸する場合は、大蔵大臣、中央銀行総裁が適切な是正措置について了解に達するよう最善の努力を要する、そういう文章を入れたわけでございます。そしてなお、有用の際は市場に介入するとの一九八三年ウィリアムズバーク・サミットの約束を再確認しつつ、是正努力は、何よりも基礎となる政策要因に焦点を当てるよう勧告する、こういう文章を入れたのでございます。これは、指標を点検して是正を行うというようなことは、今までアメリカは大体自由放任を言ってきた手をつけないうのが考え方でありましたが、かなり大きな変化であります。我々は、このポイントを大いに活用いたしました。不適切な円高というものは正について今後とも大いに努力してまいりたいと思っております。

中小企業その他の企業に対する対策を早急に出すように、私はサミット前に既に経企庁長官、通産大臣、大蔵大臣、官房長官に指示してきております。目下、今その政策を検討しておる最中でございますが、これらの対策を実施する考えでございます。

また、公共事業等の繰り上げの結果、必要な場合には補正予算による公共事業あるいは中小企業対策その他経済対策を実行したいと考えております。しかし、最近の物価や利子の下落等、あるいはこれらの緊急対策等によりまして、ある一定の時間の経過後におきましては経済状態は私はよくなってくるかと確信しておるものでございます。この円高とか相場の変動というものはそのときのいろいろな思惑や何かによって流動しているものでございまして、やはり経済の基礎条件というものには終局的に合致せざるを得ないし、我々はその方向に向いて努力しておるものであり、円のオーバーシュートイングと言つてまいりましたけれども、急激な円高上昇については、我々としても適当な対策をとる考え方であるのであります。リビア問題につきましては、国際テロが悪化し、拡大してきております。これは毅然として、断固として糾弾しなければならぬということは前から申し上げ、これが防圧について全力を尽くさなければならぬと思つておるのであります。

リビアにつきましては、米国の後その情報を詳細に我々に説明してくれまして、証拠も示しました。そして、我々としては、その認識を深めた次第であります。

サミットにおきましては、外交特権を利用する等の悪質な国家間与のテロも放置すべきではない、サミット各国は一致してリビアを明示して声明に入れることを強調いたしました。今まで消極

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(趣旨説明)

四三二

的であると思われていたヨーロッパの数国も、むしろ強くそれを訴えてまいりまして、全員一致のような状況でそういう議論がまとまっておりまして、議長国といたしましては、この一致した意見に従ったものであります。しかし、この措置は、制裁措置ではないのであります。具体的な防衛措置であり、武器を売ってはいけなとか、あるいは外交特権を利用させないとかというような具体的措置を決めておるものであります。

私は、悪質なこのようなテロに対しては中立はないと思っております。協力して防衛して根絶させることが、国際社会に名譽ある地位を占めようとする日本の憲法の明示するところではないかと考えておるのであります。我々は、この措置によってアラブの諸国に対決しようなどとは毛頭考えておりません。問題は、テロそのものであるのです。中東に平和をもたらす、経済協力等をもって平和と福祉と安定に貢献しようとする対アラブ外交あるいは中東外交は不変であるということを重ねて申し上げる次第であります。

次に、国鉄の問題でございますが、国鉄の収支の傾向には、若干の変動はありますが、大幅赤字が累積していくという状態には変化はない、速急な抜本的改革が不可欠であるという認識は国民的にあると私は考えております。国鉄の改革を一日も早く実現することが、最終的に国民負担を軽減して、国民の利益にかなうものであると考えております。現状を放置することは、いわゆる皆さん方から指摘された親方日の丸主義であるとか赤字垂れ流しがそのまま続くということになりかねないのであります。政府としては、改革の実施に当たりましては、民営化とあわせて経営の分割を行

い、効率的な利用者の期待にこたえられる鉄道として再出発する必要があると考えました。改革関係法案については、速やかに御審議をお願い申し上げたいと思っております。

経営破綻の責任については、設備投資に伴う資本負担の増加などによる面もあることは否定しませんが、基本的には、モータリゼーション等の輸送構造の変化に対応した業務運営の効率化が適切に行われなかったことなど公社制度及び全国一元の巨大な組織による運営という現行形態、この経営形態そのものに内在しているのではないかと考えた次第であります。このような見地から、国鉄をむだのない効率的な経営形態に改革して、真に利用者の利便に応ぜられるような鉄道として再生するために分割・民営化が適当であると考えた次第であります。

いわゆる過剰人員の問題については、本年度において、希望退職の募集を実施することはぜひとも必要と考えております。これは、その人たちの自由意思というものを考えなければならぬと考えておるからであります。なお、国鉄改革の抜本的方策については、既に国会に提出しております。国鉄改革関連法案において定めておりますので、その速急な御審議を期待しております次第でございます。

長期債務の処理につきましては、去る一月二十八日の閣議決定において明らかにいたしました。国鉄の膨大な長期債務等の処理については、新会社社の健全な経営に支障が生じない範囲内で旅客会社等に移動して、残るものについては国鉄清算事業団に帰属させ、自主財源を充てる。なお残るものについては、最終的には国において処理するとい

う方針を決めたところであります。そのために必要な新たな財源措置については、雇用対策、用地売却等の見通しのおおよそつくと考えられる段階におきまして歳入歳出の全般的見直しとあわせて検討、決定する所存でございます。

地方交通線の問題については、各種交通機関が発達した今日においては、公共輸送も各交通機関がそれぞれその特性に応じて分担することが適切であると考えております。地方交通線についても、政府助成に安易に依存することなく、経営の活性化と効率化により鉄道としての特性を最大限發揮する中でその維持存続が図られていくことが基本的な大事であると認識しております。

〔国務大臣三塚博君登壇、拍手〕
〔国務大臣(三塚博君) 御答弁を申し上げます。〕

まず、国鉄の抜本的改革によって生じます余剰人員についてというご質問でございますが、この余剰人員九万三千人につきましては、国鉄において事業の実態を十二分に分析検討、把握した上で行われたものでございまして、これのあり方につきましては、ただいま提出をいたしております。国鉄改革関連法案の中で御十分に御審議を賜りたいと思っております。

さらに、希望退職募集を撤回せしめよという御意見でございますが、当面六十一年度において緊急に講ずべき措置を定めたものでございまして、昭和六十一年度首におきまして既に三万八千人に上る大量の余剰人員を抱えておる国鉄の現状から見まして、希望退職の募集によりまして退職の促進を図ることは、経営の合理化の上から、また効率化の上から必要なものであると考えておると

ころであります。なお、国鉄改革に伴う六十一年度以降の余剰人員対策につきましては、既にこれも国会に提出をいたしております。国鉄改革関連法案の中で具体的に定めておるところでございます。本法案の一日も早い御審議を心からお願いを申し上げます。

さらに、長期債務の具体的な処理方針につきましては、総理から具体的に御答弁がございましたところ、つけ加えることはございません。

さらに、新事業体の用地をどう承継していくかというお尋ねでございますが、政府といたしましては、既に最小限必要となる事業用地以外の国鉄所有地は清算事業団に移し、債務の処理に充てるという基本方針を明らかにいたしましたところでございます。その具体的な決定手順等につきましては、国鉄改革法案に明示をいたしておるところでございます。また、改革法案の御審議が始まりますのでにしっかりとその方向を示し、御審議の用に供してまいりたいと思っております。

次に、国鉄の公共性と地方交通線の維持についてでございますが、各種交通機関が発達いたしております。今日におきましては、公共の輸送も各交通機関がそれぞれその特性に応じて分担することが適切であると考えておるところでございます。今回の改革は、国鉄の事業について輸送需要の動向に適合した効率的な輸送を提供し得る体制を確立することをねらいとしたものでございまして、これによって地方交通線もより多くの路線が鉄道としての特性を發揮しつつ、公共の輸送を担っていくことができるようになるものと考えております。国民の鉄道存続に対する声にこたえますためにも、この改革を一日も早く実施し、

経営の一層の悪化を防ぎ、事業運営の効率化によって生かせる路線までも廃止に追い込まれることのあるようにしてまいることがぜひとも必要であると考えておるものでございます。

次に、社会党案では地方交通線に政府助成を行うべきであるという御見解の御質問でございますが、政府といたしましては、地方交通線も安易に政府助成に依存することなくその経営の活性化と効率化を行い、鉄道特性を最大限に発揮し得る体制を確立することにより維持存続を図ることが基本であると考えておるところでございます。今回の改革では、このような考え方のもとに、御指摘のありました三島の会社を含め、各会社ともに健全経営の基盤を確保した上で、特定地方交通線以外の地方交通線は会社に引き継がせ、その営業努力のもとでこれらの線区の再生を図ることが鉄道の新生と再生につながり、国民各位の御期待におこたえすることができると信じておるところであります。(拍手)

〔国務大臣林道君登壇、拍手〕
○国務大臣(林道君) 小柳先生に御答弁申し上げます。

国鉄再建監理委員会の意見において示された適正要員数と余剰人員数につきましては、それなりの根拠に基づいて算出されたものと理解をいたしております。政府といたしましては、この監理委員会の意見を最大限尊重することを既に明らかにしているところでございます。今後、国鉄改革関連法案の成立を待って国鉄改革の実現が図られていくこととなりますが、新会社の職員数につきましては、国鉄改革法に基づき事業の引き継ぎなどに関する基本計画で定めることとなっております。

さらに精査されることになると考えております。いずれにいたしましても、労使双方が、国鉄の置かれた厳しい現状を十分に認識して、意思疎通を図りながら、余剰人員対策が円滑に実施されることを期待いたしておるものでございます。(拍手)

〔国務大臣竹下登壇、拍手〕
○国務大臣(竹下登壇) 小柳先生の私に対する御質問は、長期債務処理の具体的方策についてであります。

総理からも大筋お答えがございましたが、政府としては、去る一月二十八日に国鉄長期債務等の処理についての基本方針を閣議決定したところであり、国鉄改革に伴って最終的に国民負担を求めざるを得ない長期債務等の額は、国鉄再建監理委員会の意見によれば十六・七兆円程度とされており、用地売却の上乗せ等によりましてその額を極力圧縮することとして、最終的な要処理額の見通しが得られるまでの間は、当面、旧国鉄において用地売却、借り入れ等を行い、債務の償還、雇用対策等を実施するものとしたところであります。旧国鉄において自主財源を充ててもなお残る長期債務等、これにつきましては最終的には国において処理することとなるのでありますが、本格的な処理のために必要な新たな財源措置、これらにつきましては、雇用対策として用地売却等の見通しのおおよそと考えられます段階で歳入歳出の全般的見直しとあわせて検討、決定することといたしておる次第であります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 矢原秀男君。
〔矢原秀男君登壇、拍手〕

○矢原秀男君 公明党・国民会議を代表して質疑を行います。

本題に先立ち、緊急議題として、四月末発生したソ連のチェルノブイリ原子力発電所の事故についてであります。

被害規模は明らかではないが、死傷者及び放射能汚染は甚大であることは推定されます。世界人類の安全を希求する立場からお尋ねをしたい。

一、東京サミットにおける原発事故声明が出されたが、我が国としてはどう対応策を講ずるのか。二、国内の原子力発電の施設の安全性再点検はどうされるのか。この二点について中曽根総理の御所見を伺います。

次に、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案に対する質疑を行います。

本法案の提案理由のとおり、国鉄の経営は、昭和五十九年度末において繰越欠損金が十二兆を超え、五十兆に達する見込みであり、国鉄改革は緊急に解決しなければならないのであります。このような危機的な状況に陥った歴史的原因と責任を冷静に分析をして、抜本的改革に取り組むこととあります。政府及び国鉄再建監理委員会は経営破綻の原因について、一、全国一円の巨大組織による経営という公社制度、二、モータリゼーション等の大きな変化に対応できなかったことなど考察されるとし、その責任も政府、国鉄関係者等々複合的と述べておりますが、政府の責任が最たるものであります。

そこで、総理にお尋ねいたします。

一、二十一世紀に向けて公共輸送の鉄道が果たすべき役割と、総合交通体系の確立を急ぐ理由についてであります。二、鉄道事業に対する助成制度や国鉄の事業範囲の拡大等の諸課題を放置したこと。三、そして国鉄経営破綻の原因と政府の責任をどのように認識しておられるのか、伺いたい。

次に、本法案について政府は、国鉄改革に関係なく、経営改善のためにとられる緊急措置、すなわち国鉄改革関連法とは別体系の法案であると説明をされております。しかし、本法案により措置されることとなる特定債務五兆円余の一般会計への承継は、国鉄の長期債務全体の中で、あるいは再建監理委員会が指摘する、最終的に国民負担とせざるを得ない十六兆七千億円の処理との関連で議論をされるべきであります。また、退職時における特別給付金の支給についても、現在生じている国鉄余剰人員対策というよりは、新経営形態移行に伴い生じる六万一千人の余剰人員に対する施策として見る方が率直な見方でありましょう。そこで、まず本法案の目的及び国鉄改革関連法案との関係、位置づけについての確かな御答弁をお願いしたいのであります。

次に、具体的な問題を数点伺います。まず、特定債務五兆円余を一般会計に承継させる措置について。

昭和六十一年度末において国鉄の繰越欠損金の合計は約十五兆六千億円、長期債務残高は約二十五兆一千億円と見込まれており、国鉄改革を進める政府としては、五兆円余の特定債務の処理にとどまらず、国鉄長期債務全体の処理方針あるいは国鉄再建監理委員会が指摘する国民負担とせざる

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（趣旨説明） 四二四

を得ない十六兆七千億円の具体的処理方針、財源措置について明確な答弁をお願いしたのであります。また、一般会計に承継される五兆円余については、利子負担の軽減措置であります。その利子については、今までも一般会計から全額助成されてきたものであつて、実質的な効果がいつにあるのか理解しがたいのであります。しかも、その五兆円余の債務は最終的には国民の負担とならざるを得ないため、当面の糊塗策、すなわち財政当局の都合のみによると思つて、本法案の措置の意図について伺いたないのであります。

なお、この債務の償還方法は改令で定めるところとされておりますが、この償還条件、方法等は今後の国鉄経営に影響する重要な問題であり、どのような償還方法を計画、実施されるのか、伺つておきたい。

次に、六十一年度の希望退職者に給付される特別給付金の支給の問題についてであります。

政府の余剰人員対策の方針によりますと、国鉄再建監理委員会の意見に基づき六十一年度中に二万人の希望退職者を募ることとしており、また、本法案に基づく特別給付金の支給に要する経費についても二万人分が措置されているのであります。しかし、その二万人分の受け皿、すなわち六十一年度中に国鉄職員を受け入れる自治体と関連企業及び民間企業の採用申し入れ状況は非常に厳しいものがあります。

そこで、まず第一に、国鉄職員の雇用の場として確保された数を、公的部門、関連及び民間企業別に明確にさせていただきたい。また、六十一年度中の達成されようとする数、六十五年度初までの目標数を示していただきたい。いずれにしても、

厳しい今後の雇用の場の確保に向けてどのような努力をされるのか、具体策を伺いたないのであります。

第二に、そうした状況のもとでは六十一年度中における二万人の希望退職者を募ることができると、その見込みと、そのうち本法案による特別給付金の支給対象となる民間部門の就職者数の見込みについても伺いたないのであります。

第三に、本法案では特別給付金の額を基準内賃金の十カ月分としておりますが、その根拠及び十カ月の上乗せ給付がどの程度希望退職へのインセンティブとなるか、もう少し手厚い給付の必要性はないのか、伺いたないのであります。

第四に、本法案は「公布の日から施行する。」とあります。成立前に希望退職をした者には上乗せ給付が支給されない。これは遡及適用するなどに、六十一年度中の退職者全員に支給する等の方途は考えられないのか、伺いたい。また、国家公務員に転身する場合は退職手当は通算されず、地方公務員になる場合は退職手当は通算されず、不利な扱いが予想されております。民間に限らず、地方公務員になる場合も、本法案による特別給付金の支給対象に加えることを検討すべきではないのか、お尋ねをしたいと思います。

最後に、職員の広域異動の問題についてであります。

その募集は、当初、北海道と九州を対象に行われましたが、不調なため、四国、盛岡、秋田、長野等々に範囲を広げるとともに募集期間の延長もしましたが、目標数の三千四百人の達成は微妙でございまして、この問題は、雇用が職員のとりでなく家族全体の問題であることを物語っておりま

す。したがって、現住地を離れることにより生ずる諸問題についても、政府は可能な限り対策を講ずべきでございまして。

そこで、子弟の就職問題、とりわけ高校生の転編入学を内申書で検討する緩和措置等検討すべきではないか、伺いたい。また、住宅の確保、異動や転職に伴う移転に伴う諸経費に対する援助の配慮が必要と思ひますが、その具体策を伺い、本法案に対する質疑を終わります。（拍手）

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕
○国務大臣（中曾根康弘君） 矢原議員にお答えいたします。

まず、ソ連のチェルノブイル原子力発電所の事故に関する声明でございますが、この声明は、我が国が実は発想いたしまして、関係各国に根拠しを行いまして成立させていただいたという経過を持つ声明なのでございます。各国は、チェルノブイル原子力発電所の事故に関しまして、対ソ批判という観点ではなく、かかる事故が全世界に与える影響に重大な懸念を有するという観点から、安全性の確保、迅速な情報提供に関する国の責任、国際的通報制度、相互緊急援助等について活発な意見の交換も行い、そして意見の一致を見たということでございます。

今のIAEAの条約には欠陥がありまして、それは、まず第一に通報は責任義務になっていない。それから通報は事故が起きてから四カ月以内ならばいいということになっておる。それから通報の基準、スタンダードはない。その中身は各国が自分で決めていい。そういうふうなものになっておりまして、国境を越えてこのような大きな事故が起きるといふことは余り想定されていない。む

しろ軍事転用の危険性のための査察が中心に行われておるのであります。そういう欠陥を私自身が各国首脳に事前会談のときに申し上げまして、そして新しい声明を独立につくろうということを提議して協調をいただいたという経過があるのであります。今後は、国際原子力機関における事故時通報制度の改善等のために国際協定の早期考案も含めた国際的努力に我々は積極的に努力していく考えであります。

次に、施設の点検の問題でございますが、我が国の原子力発電所については、関連法令に基づき、設計、建設、運転、いずれの段階においても厳しい安全規制を実施し、十分に良好な運転実績を既に上げております。ソ連の黒鉛あるいは軽水等によるあの型と、我が国がやっておりますボイリングウオーターとかプレッシャーライズドウオーターというこの二つの軽水炉型とはまるっきり構造が違つておりまして、心配はないのでございまして。現在の発電所については、毎年入念な定期検査を行う等、十分な点検を実施しております。また、現段階においては、我が国の原子力発電所の再点検を行うことは考えておりません。しかし、我が国としては、今回の事故の重大性にかんがみ、引き続き関連情報の入手に最善を尽くすとともに、今後とも原子力発電の安全確保には万全を期してまいり所存であります。我が国の構造は地震国でございまして、地震が起きた場合の緊急冷却装置とか緊急停止装置等も外国以上に特に入念につくり上げてあります。そして、外国以上にさらに追加した安全装置も加えるように努力しておりますのでございまして。

次に、二十一世紀の鉄道の役割の問題でござい

ますが、各種交通機関が発達した今日、交通体系は、各交通機関がその特性を発揮しつつ相互補充的に形成されることが望ましいと考えております。鉄道についても、中距離都市間輸送あるいは都市間輸送などの分野で重要な役割を持つものと考えます。しかし、モータリゼーションの進展等輸送構造の変革に的確に対応できず今日の状態を招きましたが、分割・民営化を基本とする国鉄事業の抜本的改革を実施することが望ましい交通体系の形成にも資すると認識しております。

次に、本法案の目的、意義でございますが、これは分割・民営化による抜本的改革を図るために、改革関連法案を提出して御審議をお願いしておるところです。本法案は、国鉄の経営が危機的な状況にあることにかんがみまして、抜本的な改革を行うまでの間、国鉄の事業の運営の改善に必要な事項に関して六十一年度に緊急に講ずべき措置を定めたものでございます。もちろん本法律によりとられる措置が国鉄の改革の円滑な実施に資するものであるということは当然であります。

長期債務の処理につきましては、一月二十八日の閣議決定において行いまして、新会社の健全な経営に支障が生じない範囲内で旅客会社等に債務は移す、残るものについては国鉄清算事業団に帰属させて、自主財源を充ててもなお残るものについては最終的には国において処理する、こういう方針を決めたわけです。新たな財源措置については雇用対策、用地売却等の見直しもおおよそつくと考えられる段階で歳入歳出の全般的見直しともあわせて検討、決定する所存でございます。一般会計への五兆円の移行の問題でございますが、五兆円余に上るいわゆる特定債務について

は、従来から一般会計が利子補給を行う等の特別の取り扱いをしてきたことにかんがみ、事業の運営の改善に資するよう六十一年度における緊急措置として、この五兆円余の債務を一般会計へ承継させる等の措置を講じ、負担の軽減を図ることといたしました。

余剰人員につきましては、昨年末に決めた基本方針に沿いまして、全力を挙げて今も取りかかっているところでございまして、現在までに約三万六千人の雇用の場を確保したところでございまして、今後ともきめ細かい努力を積み重ねて、万全を期する考えでおります。

今後の国鉄の改革の進め方でございますが、既に閣議決定その他大筋を明らかにしているところとございまして、既に提出している国鉄改革法案など関係法案の審議の中でその具体的進め方についても御討議をいただくことを期待しております。いずれにせよ、一日も早くこれらの法案の御審議をお願い、六十二年四月一日に改革を実施できるように努めることが、最終的な国民負担を軽減し、国民の利益にかなうものと認識しております。で、よろしくお願い申し上げる次第でございます。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手)

(国務大臣三塚博君登壇、拍手)

○国務大臣(三塚博君) 矢原議員にお答えを申し上げます。

鉄道事業に対する助成制度、国鉄の事業範囲の拡大等の諸課題を放置したことに対する政府の責任についていかにということでありまして、国鉄に対する助成につきましても、国鉄自身の徹底した経営改善努力を前提といたしまして、幾

たびか国鉄の経営努力のみでは解決しがたいいわゆる構造的問題を中心に債務の棚上げ、工事費助成等を講じてまいったところでございます。また、国鉄が行う関連事業についても、公社としての設立目的及び性格に照らしまして、許される範囲内、投資し得る事業範囲の拡大、直営店舗の開設等によりその積極的な展開を図ってきたところでございます。

国鉄経営破綻の原因と責任の問題についてであります。国鉄につきましても、過去数次にわたる再建対策がいずれも所期の目的を達することができ得ませんでした。これは国鉄が事業経営を特性ある分野に特化することができ得ませんでした。その原因であるわけでございまして、特に運賃改定のおくれ、あるいは業務運営の効率化が適切に行われませんでしたこと、もちろん設備投資に伴う資本費負担が増加した経営を圧迫したということも御指摘のとおりでございます。基本的には、公社制度と全国一元的運営という体制のもとで、モータリゼーションの進展など経済社会の変革に適切に対応した効率的な経営を行うことができ得ないということが最大の問題であらうと認識をいたしております。

次に、五兆円余の債務の一般会計への承継の意図についてでございますが、総理からも答弁がございましたとおり、五兆五百九十九億円のいわゆる特定債務につきましても、従来より一般会計が利子補給を行うなどの特別の措置を講じてきたことにかんがみまして、国鉄の事業の適切かつ健全な運営の実現に資しますよう国鉄の債務負担の軽減を図るため、六十一年度におきまして特別に一般会計に承継させるとともに、国鉄に同額の資金を

無利子で一般会計から借り受けさせるものとしたところでございます。このことにより本年年度の経営が効率的、軽減化されていくことを期待いたしておるところでございます。

次に、国鉄余剰人員の雇用の場の確保についてでございますが、現在までに確保の見通しがついておりますのは、公的部門につきまして約七千五百人、国鉄関連企業につきまして約二万一千人、一般民間企業につきまして約九千人でありまして、重複分を除きまして合計三万六千人ということに相なっております。六十五年度当初までの目標は、公的部門約三万人、国鉄関連企業約二万人、一般民間企業一万人以上ということにいたしております。六十一年度中の目標数は、公的部門約二千六百人、国鉄関連企業約二千人といたしておりますが、一般民間企業につきましては、今後、分野別の採用計画において明らかにする予定でございます。国鉄職員の雇用の場の確保につきましては、昨年末に定めました基本方針に基づきまして、政府全体が一丸となって、広く関係者に協力を呼びかけ、国鉄職員に不安を抱かせませんように全力を尽くしてこれに対応してまいる所存でございます。

次に、二万人の希望退職募集についてでございますが、本法案成立後、直ちに国鉄において希望退職者の募集を開始し、年度内に希望退職者数の目標を達成すべく最大の努力をいたしてまいり所存であります。希望退職者二万人の雇用の場といたしましては、六十一年度と六十二年度当初の各分野の採用分の中から充てられることになりまして、今後、希望退職募集の具体的な進展状況に応じまして所要の再就職先の確保に努めてまいり所

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(趣旨説明) 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

四二六

存でございます。現段階におきましては、既に国鉄関連企業においては約八千人の受け入れが可能となっております。一般の民間企業におきましても運輸関係業界を始め各業界との間で具体的な詰めを行っているところであり、特別給付金の支給対象となる民間部門就職者数の見込みを出すに至っておりませんが、所要の再就職先は十分に確保できるものと考えておるところでございます。

次に、特別給付金の額についてでございますが、特別給付金といたしましては、国鉄職員の従事いたしております業務の内容、在職期間、家族構成等が反映した基準内給与の十カ月分を支給することといたしております。これにつきましましては、旧日電、さらに民間企業等における例も十二分に考慮をいたし、配慮いたしたものと考えておるところでございます。

次に、本法案成立前の退職に対する特別給付金の支給についてでございますが、本法案成立後、直ちに国鉄におきまして希望退職者の募集を開始いたしまして、年度内に希望退職目標数を達成すべく努力をいたしておりますので、議員御指摘のとおり、適及適用するということの御趣旨もわからぬわけではございませんが、さようなことありませぬような完璧を期してまいりたい、このように考えておるところであります。

次に、地方公務員になる場合の特別給付金の支給についてでございますが、希望退職者が地方公務員になる場合には、雇用関係も安定をいたしております。かつ労働条件等も国鉄時代勤務条件に類似をいたしておりますので、特別給付金を支給することをいたさないわけでございます。

次に、異動や転職による移転に対する援助措置については、国鉄当局が十二分に現行制度の中で対応するように努力をいたしておるところでございます。また、そのように運輸省といたしましては期待をいたしておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下登君) まず第一の質問は、いわゆる国鉄長期債務の処理問題であります。

国鉄再建監理委員会の意見による十六・七兆円、これは用地売却のまず上乗せを行う、そしてそういうことによつて極力圧縮をする、こういうことに今後とも努力をしなければなりません。しかし、自主財源を充ててもなお残る長期債務、これは国において処理することといたしております。しかし、本格的な処理のための財源、これにつきましましては、雇用対策、用地売却等の見通しのおおよそつくと考えられる段階でまさに歳入歳出の全般的な見直しとあわせて検討すべき課題である、このように考えております。

それからいま一つのいわゆる五兆円問題でございます。

この趣旨につきましましては、運輸大臣からお答えがあったとおりであります。六十一年度における緊急措置の一環として特別に措置することとしたものであります。そこで、まずこれの一般会計が資金運用部に対して負う債務の償還条件と、それからもう一つは、御指摘のありました国鉄の一般会計に対する債務の償還条件、この二つのことが政令で定めることになるわけであります。現在、政府部内で検討を進めておりますが、現段階で一般会計が資金運用部に対して負う債務の償還条件は、四年据え置きの後二十一年の償還とする

という方向で調整中でございます。それから御指摘のありましたところの国鉄の一般会計に対する債務の償還条件、これも現段階におきましては五年据え置き後二十年程度で償還する方向でなお政府部内で調整中であるという段階でございます。(拍手)

〔国務大臣海部俊樹君登壇、拍手〕

○国務大臣(海部俊樹君) 保護者の転勤に伴う高小生の転入学の問題であります。転入学試験の実施回数をやすこと、及び今日までは定員の枠を設けておりましたが、定員を超えても教育上支障のない場合には転入学を認めるようにすること、こういった規則の改正等をいたしまして各都道府県教育委員会の指導をいたしておりますけれども、ただいま具体的に御指摘のあった問題についての考えますと、他の制度との公平、公正の観点からいささか研究をする必要もございまして、事は国鉄の広域異動に伴う、多くの高校生のそれに伴う移動でありますから、この状況にに応じて再入学、転入学が円滑に行われますように必要な措置を講じて地方を指導してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣江藤隆雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(江藤隆雄君) 国鉄職員の転勤に伴う住宅の確保につきましては、本来、雇用主がこれを行うことが第一次的なものと考えます。しかしながら、今回の国鉄問題は国家的な観点から考えることとございまして、これらの問題が発生いたしました際におきましては、私どもは誠心誠意この問題について心配がないように取り組んでまいる所存でございます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(木村睦男君) 日程第一 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。補助金等に関する特別委員長嶋崎均君。

審査報告書

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年四月二十六日

補助金等に関する特別委員長 嶋崎 均

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における財政状況、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金、補助金等に関する臨時特例等の措置を定めようとするものであつて、なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う昭和六十一年度の一般会計及び特別会計の歳出節減額は、一兆二千百六十

三億円(昭和六十年度の補助率を基準とした場合は七千二百七十億円)と見込まれている。

附帯決議

政府は次の事項について十分配慮すべきである。

一、制度、施策の根幹にかかわり、かつ予算執行に關連する法律案については、参議院の審議が制約を受けることのないよう特段に留意すること。

予算と表裏一体の關係にある法律案について、本院の審査が予算成立後の後追ひとなる場合、国民や地方公共団体に迷惑をかける事態を回避するよう努めること。

二、今回の措置は、国庫補助金等に係る三年間の暫定措置であることに鑑み、六十二年以降も地方の行政運営に支障を生じないよう、万全の措置を講ずるとともに、具体的な措置内容を予算編成時ごとに明示すること。

暫定措置期間中は、国と地方の財政關係を根本的に変更するような補助率の変更は行わないこと。

三、厚生年金等に対する国庫負担の繰延べに係る元利の返済に当たっては、計画的かつ速やかに行うこと。

四、特例措置に伴い発行する調整債の元利の償還について、発行の経緯に鑑み、交付税の基準財政需要額に適切に算入すること。

五、今後の税財政制度の改革に当たっては、地方財政の自主性を尊重し、財源の国と地方の均衡を図り、安定的地方財政の確立に努めること。

六、国と地方の事務事業の在り方について、引き続き検討を進めること。

七、補助金の執行に当たっては、不法、不当など国民の血税の使い方で指弾を受けることのないよう厳格に行うこと。

八、公共事業前倒しに当たっては、地域振興、地域格差の是正等地方の実情を十分配慮すること。

右決議する。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年四月十七日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 睦男殿

(小字及び一は衆議院修正)

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

国の補助金等の臨時特例等に関する法律

目次

第一章 総理府關係(第一条—第十条)

第二章 大蔵省關係(第十一条—第十二条)

第三章 文部省關係(第十三条—第十五条)

第四章 厚生省關係(第十六条—第二十九条)

第五章 農林水産省關係(第三十条—第三十一条)

条

第六章 運輸省關係(第三十二条—第三十七条)

第七章 建設省關係(第三十八条—第四十六条)

第八章 自治省關係(第四十七条—第四十八条)

第九章 地方公共団體に対する財政金融上の措置(第四十九条)

附則

第一章 総理府關係

(国土調査法の一部改正)

第一条 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 都道府県又は市町村が行う地籍調査に要する経費の負担についての第九条の二の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第一項中「六分の五」とあるのは「四十分の三十一」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「二十分の十一」と、「十分の八」とあるのは「三十一分の二十二」とする。

(離島振興法の一部改正)
第二条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。
4 第九条第五項及び別表の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表(中)「十分の九・五」とあるのは「十分の八(国に於ては、十分の八・五)」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六(国に於ては、三分の二)」と、同表(中)「百分の九十五」とあるのは「百分の八十(水産業協同組合に於ては、百分の九十五)」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の六十(水産業協同組合に於ては、百分の七十五)」と、「百分の八十」とあるのは「三分の十五」と、「百分の八十」とあるのは「三分の二(水産業協同組合に於ては、百分の八十)」と、同表(中)「四分の三」とあるのは「十分の六」と、同表(中)「百分の九十」とあるのは「百分の七十五(国に於ては、百分の八十)」と、同表(中)「百分の八十」とあるのは「十分の五・五」とする。

分の七十五(国に於ては、百分の八十)」と、同表(中)から(中)までの規定中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正)

第三条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 別表の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同表道路の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・五(建設大臣が行う場合に於ては、十分の八)」と、同表港湾の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、同表空港の項中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、同表保育所の項及び義務教育施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の七・五(鹿児島県知事又は市町村長が行う場合に於ては十分の七)」(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るもの)に於ては、十分の八・五)以内、主務大臣が施行する場合に於ては十分の七・五(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るもの)に於ては、十分の八・五)と、同表海岸の項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同表地すべり防止施設の項中「十分の八」とあるのは「十分の七(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るもの)に於ては、十分の八)」と、同表

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

四二八

河川の項中「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県又は市町村が行う場合にあつては十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五）以内、国が行う保安施設事業にあつては十分の七・五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五）以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の九・五）」とする。

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第四条 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第十五条 第一項及び第二項中「十分の六」を「十分の六、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度にあつては十分の五・五」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第五条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条の前の見出し中「昭和六十年」の下に「昭和六十三年度まで」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第五条第一項に規定する経費のうち前項各号に掲げる事業及び次に掲げる事業に係るもの

の並びに第六條第四項、第七條第四項及び第八項並びに第八條第三項に規定する費用に対する昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における国の負担又は補助については、第六條第四項中「その全額を負担し、又は道路法」とあるのは「道路法」と、第七條第四項中「その全額を負担し、又は河川法」とあるのは「河川法」と、同条第八項中「全部又は一部」とあるのは「一部」と、第八條第三項中「その全額を負担し、又は港灣法」とあるのは「港灣法」と、前項第一号及び第一号に掲げる別表の項中「十分の十」とあるのは「十分の九・五」と、前項第二号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる別表の項中「十分の十」とあるのは「十分の九（国の行う事業にあつては、十分の九・五）」と、前項第七号及び第十号に掲げる別表の項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、第二号に掲げる別表の項中「十分の九」とあるのは「十分の八・五」とする。

一 別表農業試験研究施設の項に掲げる事業

二 別表義務教育施設等の項に掲げる事業

附則第七條中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加える。

附則第八條中「昭和六十年」の下に「昭和六十三年度までの間」を加える。

(琵琶湖総合開発特別措置法の一部改正)

第六條 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の前の見出し中「昭和六十年」の下に「昭和六十三年度まで」を加える。

附則第八項中「前二項」を「前三項」に改め、

「昭和六十一年度」の下に「昭和六十三年度までの間」を加え、同項を附則第九項とする。
附則第七項第一号中「附則第六項」の下に「及び第七項」を加え、同項第二号中「第四十九條」の下に「及び第五十條」を加え、同項第四号中「附則第五條」の下に「及び第六條」を加え、同項第五号中「附則第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項第六号及び第七号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を附則第八項とする。

附則第六項の次に次の一項を加える。

7 総合開発事業のうち前項各号に掲げる事業に係る別表の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、これらの規定中「四分の三」とあるのは「国が行う保安施設事業にあつては三分の二（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として実施されるものにあつては、四分の三）以内、府県が行う保安施設事業にあつては十分の六（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として実施されるものにあつては、四分の三）」と、「十分の五・五」とあるのは「二分の一」とする。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第七條 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し中「昭和六十年」の下に「昭和六十三年度まで」を加え、同項中「同年度」の下に「昭和六十三年度までの各年度」を加える。

附則第五項中「前二項」を「附則第三項から前項まで」に、「附則第三項」を「附則第四項」に改め、「昭和六十一年度」の下に「昭和六十三年度までの間」を加え、同項を附則第八項とする。

附則第四項中「前項」を「附則第三項及び第四項」に、「第一号及び第四号に掲げるものについて、昭和六十一年度及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る部分に、第四号に掲げるものについては昭和六十一年度及び昭和六十一年度及び昭和六十一年度」に改め、同項第二号及び第三号中「附則第八項」の下に「及び第九項」を加え、同項第五号中「附則第三項」の下に「及び第四項」を加え、同項第六号中「第四十九條」の下に「及び第五十條」を加え、同項第十四号中「附則第六條」の下に「及び第七條」を加え、同項を同項第十五号とし、同項第十三号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同項第十四号とし、同項第十二号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同項第十三号とし、同項第十一号中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同項第十二号とし、同項第十号中「附則第三項」の下に「及び第四項」を加え、同項を同項第十一号とし、同項第九号中「附則第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項を同項第十号とし、同項第八号中「附則第五條」の下に「及び第六條」を加え、同項を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一項を加える。

八 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第二項
附則第四項を附則第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 整備事業（附則第三項の指定ダム等に係る

ものであつて、都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに限る。）についての次に掲げる法律の規定の適用については、第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号、第十三号及び第十四号に掲げる規定中「十分の五・五」とあるのは、十分の六と、第四号に掲げる規定中「昭和六十年

度」にあつては、十分の六とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度及び昭和六十二年度にあつては、十分の五・五」とあるのは「昭和六十年」から昭和六十二年までの各年度にあつては、十分の六」と、第七号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる規定中「十分の六」とあるのは「三分の二」とする。

一 豪雪地帯対策特別措置法第十五条第一項及び第二項

二 過疎地域振興特別措置法附則第九項

三 公立養護学校整備特別措置法附則第九項

四 義務教育諸学校施設費国庫負担法附則第三項

五 森林法附則第四項

六 砂防法第五十条

七 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第二項

八 地すべり等防止法附則第六条

九 道路整備緊急措置法附則第五項

十 奥地等産業開発道路整備臨時措置法附則第四項

十一 河川法附則第三項

十二 河川法施行法附則第三項

十三 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法附則第三項

十四 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律附則第七條

附則第三項の次に次の二項を加える。

4 整備事業で昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定される指定ダム等に係るもの（森林法第四十一条第二項に規定する保安施設事業のうち災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として実施されるもの、砂防法第一条に規定する砂防工事のうち災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために実施する緊急砂防事業に係るもの及び積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第六条に規定する防雪又は凍雪害の防止に係る事業として実施されるものを除く。）について、別表第一及び別表第二の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、これらの規定中「十分の七」とあるのは「十分の六」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「十分の五・五」とあるのは「二分の一」とする。

5 整備事業のうち、前項の指定ダム等に係るものであつて、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第六条に規定する防雪又は凍雪害の防止に係る事業として実施されるものについての別表第一の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同表並びに同表教育施設等の項及び消防施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表児童福祉施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあつては、三分の二とする。）（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第九條 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第七條の見出し中「昭和六十年」の下に「昭和六十六年度まで」を加え、同条第一項中「負担割合」を「負担又は補助の割合」に改め、同項第一号中「附則第四項の下に」及び第五項を加え、同項第二号中「附則第二項の下に」及び第三項を加え、同条第二項中「前項」を「前二

項」に改め、「昭和六十年」の下に「昭和六十六年度までの間」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 明日香村整備計画に基づく事業で前項第一号の政令で定めるものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合については、道路整備緊急措置法附則第五項中「十分の六（土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五）」とあるのは、「十分の六」とする。

（奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第十條 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の見出し中「昭和六十年」の下に「昭和六十六年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「昭和六十六年度までの各年度」を、「附則第四項の下に」又は附則第五項を加える。

第二章 大蔵省関係

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第十一條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第十八條ノ十の次に次の一条を加える。

第十八條ノ十一 政府ハ昭和六十一年度ヨリ昭和六十六年度迄ノ間（以下特例期間ト称ス）ニ於ケル各年度ニ係ル国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号以下六十年改正法ト称ス）附則第七十九條ノ規定ニ依ル国庫負担ニ付テハ当該各年度ニ於テ一

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

四三〇

般會計ヨリ当該各年度ニ係ル同条ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ額ノ二分ノ一ニ相当スル額ヲ下ラザル範囲内ニ於テ予算ニ定ムル額ヲ年金勘定ニ繰入ルベシ

政府ハ前項ノ措置ニ因リ将来ニ互ル厚生年金保険事業ノ財政ノ安定ガ損ハルコトナキ様特例期間経過後ニ於テ国ノ財政状況ヲ勘案シツツ特例期間ニ於ケル各年度ニ係ル六十年改正法附則第七十九条ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ額ト前項ノ規定ニ依ル繰入金ノ額トノ差額ニ相当スル額及前項ノ規定ニ依ル国庫負担金ノ繰入ノ特例措置ナカリセバ年金勘定ニ於テ生ズベカリシ運用収入ニ相当スル額ヲ一般會計ヨリ年金勘定ニ繰入ルベシ

(地震再保険特別会計法の一部改正)
第十二条 地震再保険特別会計法(昭和四十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。
(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

2 昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度においては、第四条第一項の規定は、第十三条第一項の規定による借入金のある年度を除き、適用しない。

附則に次の一項を加える。

3 前項の場合においては、第三条中「次条第一項又は第二項」とあるのは、「次条第二項」とする。

第三章 文部省関係
(義務教育費国庫負担法の一部改正)
第十三条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年

法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 第二条第一号から第四号までに掲げる経費(第一号及び第二号に掲げる経費にあつては、退職年金及び退職一時金に係るものに限り、)及び前二項に規定する経費のうち、政令で定める経費に対する昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における国の負担の割合については、同条(前二項の規定により同条の規定の例による場合を含む。)中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
第十四条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第九項を次のように改める。

9 附則第五項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「十分の五・五」とする。

附則に次の一項を加える。

10 第五条第一号から第三号までに掲げる経費(第一号に掲げる経費にあつては、退職年金及び退職一時金に係るものに限り、並びに附則第六項及び第七項に規定する経費のうち、政令で定める経費に対する昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における国の負担の割合については、同条(附則第六項及び第七項の規定により同条の規定の例による場合を含む。)中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)
第十五条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「十分の六」を「十分の六とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度及び昭和六十二年度にあつては、十分の五・五」に改める。

第四章 厚生省関係
(児童福祉法の一部改正)
第十六条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十四条 第五十三条及び第五十五条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第五十三条中「十分の八」とあるのは「十分の五」と、第五十五条中「十分の一」とあるのは「十分の二・五」とする。

(身体障害者福祉法の一部改正)
第十七条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)
第五十六条 第三十七条の二の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第一号から第四号までの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

(精神衛生法の一部改正)
第十八条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(生活保護法の一部改正)
第十九条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(結核予防法の一部改正)
第二十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第五十七条第二号中「第五十一条第一号」を「第五十一条第二号、第四号」に改め、「事業者である都道府県が行う健康診断に要する費用及び」を削り、同条第三号を削る。

附則第八項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(精神衛生法の一部改正)
第十八条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(生活保護法の一部改正)
第十九条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(結核予防法の一部改正)
第二十条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第五十七条第二号中「第五十一条第一号」を「第五十一条第二号、第四号」に改め、「事業者である都道府県が行う健康診断に要する費用及び」を削り、同条第三号を削る。

附則第八項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(麻薬取締法の一部改正)
第二十一条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(麻薬取締法の一部改正)
第二十一条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(麻薬取締法の一部改正)
第二十一条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(麻薬取締法の一部改正)
第二十一条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(完春防止法の一部改正)

第二十二條 完春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

7 第四十條第一項及び第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第二十三條 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

6 第二十六條第一項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項第一号及び第二号中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十四條 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

7 第二十一條の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「十分の八」とあるのは、「十分の七」と、「十分の二」とあるのは「十分の三」とする。

(老人福祉法の一部改正)

第二十五條 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八條を次のように改める。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

第八條 第二十四條第一項及び第二十六條第一項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第二十四條第一項中「十分の二」とあるのは「十分の一」と、第二十六條第一項中「十分の八」とあるのは「二分の一」とする。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第二十六條 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「第二十五條」の下に「（第二十六條の五において準用する場合を含む。）を、「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(母子保健法の一部改正)

第二十七條 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加える。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

第十八條 第二十一條第二項及び第二十七條第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、

これらの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の五」とする。

(老人保健法の一部改正)

第二十八條 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第四十九條及び第五十二條中「を、医療に関する事務の執行に要する費用（前条第一項の交付金をもつて充てるものを除く。）についてはその二分の一」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九條 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九十七條第一項中「附則第九十九條まで」を「附則第九十九條の二まで」に改める。

附則第九十九條の次に次の一條を加える。

第九十九條の二 附則第九十七條第一項又は附則第九十八條の規定によりなお従前の例によることとされる旧法による福祉手当の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における支給に要する費用については、旧法第二十五條中「十分の八」とあるのは「十分の七」と、「十分の二」とあるのは「十分の三」とする。

第五章 農林水産省関係

(漁港法の一部改正)

第三十條 漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7 水産業協同組合以外の者が施行する漁港修築事業に要する費用についての第二十條第二項及び第三項並びに附則第二項の規定の昭和

六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第二項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、「百分の六十（北海道以外の地域の第三種漁港の係留施設については、百分の五十）」とあるのは「百分の五十」と、「百分の八十」とあるのは「百分の二」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」と、「については百分の六十」とあるのは「については百分の五十」と、同条第三項中「百分の六十」とあるのは「百分の五十」と、附則第二項中「百分の九十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」とする。

(森林法の一部改正)

第三十一條 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「除く」の下に「次項において同じ」を加え、附則に次の一項を加える。

4 保安施設事業に要した費用についての第四十六條の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

第六章 運輸省関係

(港湾法の一部改正)

第三十二條 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

11 第四十二條第二項及び第三項、第四十三條並びに第五十五條の六第一項及び第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第四十二條第二項中「十分の十」とあるのは「十分の八」と、「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、「十分の二・五」とあるのは「十分の四」と、第四十三條第一号中「十分の七・五」とあるのは「十分の六」と、第五十五條の六第一項及び第三項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」とする。

12 第五十二條第二項において準用する第四十二條第二項及び第三項、第五十二條第三項、第五十五條の六第四項において準用する同条第一項並びに同条第五項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第四十二條第二項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十二條第三項第一号中「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十五條の六第一項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、同条第五項中「十分の四」とあるのは「十分の四・五」とする。

第三十三條 北海道開発のためにする港湾工事に

関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

3 第二條第一項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八」と、「十分の〇・五」とあるのは「十分の二」と、「国がその十分の七・五」とあるのは「国がその十分の六」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「港湾管理者がその十分の四」とする。

4 第三條第二項において準用する第二條第一項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、「十分の〇・五」とあるのは「十分の一・五」と、「国がその十分の七・五」とあるのは「国がその三分の二」と、「港湾管理者がその十分の二・五」とあるのは「港湾管理者がその三分の一」とする。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第三十四條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し、同項及び附則第三項を次のように改める。

3 前項の場合においては、自動車損害賠償責

任再保険特別会計法(昭和三十年法律第百三十四号)第四條第一項中「保障勘定への繰入金」とあるのは「保障勘定への繰入金、法の規定による自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業の業務の取扱いに関する諸費に充ててするための業務勘定への繰入金」と、同法第六條中「法第五十條(法第五十六條第一項において準用する場合を含む。)及び法第八十二條第二項の規定による一般会計からの繰入金、保障勘定からの繰入金及び附属雑収入」とあるのは「保障勘定及び保障勘定からの繰入金並びに附属雑収入」とする。

附則第四項の前の見出しとして「(他の法律の改正)」を付する。

(空港整備法の一部改正)

第三十五條 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

3 第六條第一項並びに第八條第一項及び第四項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第六條第一項中「百分の七十五」とあるのは「三分の二」と、「百分の二十五」とあるのは「三分の一」と、第八條第一項中「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の二十五」とあるのは「百分の四十」と、同条第四項中「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」とする。

(海岸法の一部改正)

第三十六條 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)

の一部を次のように改正する。

附則第五項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度を加える。」

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第三十七條 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出し中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

第七章 建設省関係

(砂防法の一部改正)

第三十八條 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九條の次に次の一条を加える。

第五十條 第十三條第一項及び第十四條第二項ノ規定ノ昭和六十一年度ヨリ昭和六十三年度迄ノ各年度ニ於ケル適用ニ付テハ第十三條第一項中「三分ノ二」トアルハ「十分ノ五・五」トシ第十四條第二項中「三分ノ一」トアルハ「十分ノ四」トス但シ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対処スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ル砂防工事ニ此等ノ規定ヲ適用スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(道路法の一部改正)

第三十九條 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和六十年」の下に「から昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部改正)

第四十条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法(昭和三十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第六条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「十分の六(除雪に係る事業に要する費用にあつては、三分の二)」とする。

(地すべり等防止法の一部改正)

第四十一条 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

第六条 第二十八条第一項及び第二十九条第一項(第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、第二十八条第一項中「三分の二」とあるのは「十分の六」と、「三分の一」とあるのは「十分の四」とし、第二十九条第一項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。ただし、災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係る地すべり防止工事についてこれらの規定を適用する場合においては、この限りでない。

(道路整備緊急措置法の一部改正)

第四十二条 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

5 第四条の規定の昭和六十一年度及び昭和六十二年度における適用については、同条中「改築については四分の三(土地区画整理事業に係るものにあつては、三分の二)」とあるのは、「建設大臣が行う改築については三分の二(土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の六)、その他の改築については十分の六(土地区画整理事業に係るものにあつては、十分の五・五)」とする。

(農地等産業開発道路整備臨時措置法の一部改正)

第四十三条 農地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 第五条第二項の規定の昭和六十一年度及び昭和六十二年度における適用については、同条中「四分の三」とあるのは、「十分の六(建設大臣が行うものにあつては、三分の二)」とする。

(河川法の一部改正)

第四十四条 河川法(昭和三十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第六十条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

(河川法施行法の一部改正)

第四十五条 河川法施行法(昭和三十一年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第五条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「新法第六十条」とあるのは「新法附則第三項の規定により読み替えられた新法第六十条」と、「三分の一」とあるのは「十分の四」と、「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。

(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部改正)

第四十六条 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

第十條第三項の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」とする。

第八章 自治省関係

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十七条 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の前の見出し中「昭和六十年」の下に「昭和六十三年度まで」を加え、同項中「昭和六十年」の下に「昭和六十三年度までの各年度」を加える。

附則第四項中「対する昭和六十年」の下に「昭和六十一年度までの各年度」を、「十分の六の下」とし、当該市町村の設置するものを含め、昭和六十一年度及び昭和六十二年度にあつては、十分の五・五を、「附則第四項」の下に及び第五項を加える。

附則第五項中「昭和六十年」の下に「昭和六十三年度までの各年度」を加える。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四十八条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第七條を次のように改める。

(昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例)

第七條 別表の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」とする。

第九章 地方公共団体に対する財政金融上の措置

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第四十九条 国は、この法律の規定による改正後の法律の規定により昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の予算に係る国の負担又は補助の割合の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対し、その事務又は事業の執行及び財

政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

1 この法律は、公布の日昭和六十一年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一條、第十二條及び第三十四條の規定を除く。）による改正後の法律の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の特例に係る規定並びに昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係る規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るもの）にあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年。以下この項において同じ。）の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の

負担を含む。以下この項において同じ。）又は補助（昭和六十年年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十年年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに昭和六十一年度から昭和六十三年年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十四年度（昭和六十一年度及び昭和六十二年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十一年度から昭和六十三年度

までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和六十年以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

第二十條（結核予防法附則第八項の改正規定を除く。）及び第二十八條の規定による改正前の法律（昭和六十二年度以降の年度の予算に係る国は、昭和六十二年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（当該国の補助に係る都道府県の補助を含む。）出予算に係る国の負担又は補助（当該国の補助以下同じ。）について適用し、に係る都道府県の補助を含む。）で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

〔鳴崎均君登壇、拍手〕

○嶋崎均君　ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまして、補助金等に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における財政状況、社会経済情勢の推移及び累次の臨時行政調査会の答申等の趣旨を踏まえ、財政資金の効率的使用を図るため、国の負担金、補助金等に関する臨時特例等の措置を定めたものであります。

その内容は、第一に、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における地方公共団体に對する国の負担または補助の割合を引き下げるとともに、その対象となる地方公共団体の運営に支障を生じないよう財政金融上の措置を講ずること。第二に、地方公共団体の事務または事業として同化定着している補助金及び負担金を整理し、

地方公共団体の一般財源措置に振りかえること。

第三に、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における厚生年金保険事務等に対する国庫負担の繰り入れの特例を定めること等、四十九項目、四十八本の法律に係る改正を行うものであります。

本法律案は、去る一月二十四日、国会に提出され、四月十七日に衆議院から送付されました。

本院においては、補助金等に関する特別委員会を設置し、四月十八日、竹下大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、四月二十一日より中曾根総理大臣並びに関係大臣等の出席を求め、総括質疑を行ったのを初め、一般質疑、締めくくり総括質疑を行う等慎重かつ熱心に審議を行ってまいりました。その間、四月二十三日、地方自治体関係者、学識経験者等六名の参考人の出席を求めて意見聴取と質疑

質疑のうち主なものを申し上げますと、まず、
本法律案に関する質疑として、法案成立のおくれ
による地方自治体への影響と対策、法案の提出時
期及び一括化の妥当性と国会審議権の關係、補助
金問題検討会報告の問題点、今回引き下げた補助
率の暫定期間経過後の取り扱い、補助率引き下げ
による地方自治体への負担転嫁と住民福祉への影
響、暫定期間中に見合う財源補てん策、国と地方
自治体の役割分担の見直し、年金事業への国庫負
担繰り入れ停止と返済計画の策定等の質疑があり
ました。

次に、財政問題に関する質疑として、昭和六十五年度赤字公債脱却の可能性、財政支出の後年度先送り、補正予算の編成、零細補助金の整理、低金利時代に見合つた資金運用部資金の見直し、社会保障特別会計の創設、退職者医療制度による国民健康保険の赤字補てん等について質疑がありました。

さらに、経済問題に關する質疑として、総合経済対策の効果、実質経済成長率四％達成の可能性と根拠、公共事業前倒しと下期事業の確保、経済構造調整研究会報告の性格と政府施策との関連性、経済構造調整による国内への影響、行き過ぎた円高防止策、適正な為替レート実現のための協調介入のあり方、米國経済の動向とドル暴落の可能性等の質疑がありました。

その他、質疑は広範多岐にわたって行われました。

たが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

四月二十六日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して磯山委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して倉田委員が賛成、公明党・国民会議を代表して中野委員が反対、日本共産党を代表して吉川委員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案による附帯決議案が提出され、多数をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 本案に対し、討論の通告がございす。発言を許します。粕谷照美君。

〔粕谷照美君登壇、拍手〕

○粕谷照美君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の臨時特例等に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

今日、我が国をめぐる諸情勢は極めて厳しい状況にあります。増大を続ける我が国の貿易黒字へ

の批判は一向に鳴りやまず、G5以降もたらされた急激かつ行き過ぎの円高によって、国内経済は甚大な悪影響をこうむりつつあります。こうした状況にあって、適切な市場開放策をとり、大幅な所得税減税や公共事業の追加によって内需拡大を図ることが緊急不可欠であることは、もはや論をまたないのであります。政府は四月八日に総合経済対策を決定しましたが、公共事業の前倒しによる景気浮揚効果は極めて乏しく、補正予算での公共事業の追加が行われない限り、年度後半の景気は失速してしまふおそれさえ出てきております。

また、電力、ガス料金の引き下げを初めとする円高差益の還元についても、極めて限定的なものであり、この程度の差益還元では国民は到底納得しないのであります。加えて、百六十円台に突入した最近の円相場の高騰は異常とも言えるべきもので、協調介入を欧米に拒否されるなど、総理が主張するところの一連の政策協調策は失敗ではなかったかと指摘せざるを得ないのであります。私は、この際、政府、日銀が適正水準での円相場の安定を図ることを強く求め、どこまで上昇するかもしれない円高に対して、国民が抱えている大きな不安を早急に解消することを要求するものであります。

他方、総理は危険きわまりないSDI構想にいち早く理解を示し、最近では研究参加の方針すら打ち出して、米国の世界戦略に加担させられております。しかも、中期防衛力整備計画によって防衛

費の対GNP一多増を実質的に形骸化させている点は断じて容認できません。際限なき軍拡と財界主導による臨調答申に名をかりた弱者切り捨ての政策を推し進めようとする政府に対し、議会制民主主義の立場から強く警告し、以下、本法律案に反対する具体的な理由を申し上げます。

反対理由の第一は、本法律案を提出するに至った経緯を見れば明らかとなり、中曽根内閣が議会無視、反民主主義的な政治手法を相も変わらず繰り返していることとあります。

政府は、補助金問題検討会の報告を最大限尊重するとしている一方で、検討会の議事録等内容の公表はこれを拒否し、しかもメンバーに加わっている地方自治体関係者の意見に耳を傾けようともせず、あまつさえ総理の諮問機関でもある地方制度調査会の答申を無視する等々、御都合主義で独断的なやり方は断じて許されないのであります。

とりわけ、生活保護費の補助率については地方側が、また政府部内にあつては自治省が十分の八を主張してきたにもかかわらず、強引に十分の七で押し切った態度は、憲法第二十五条が規定するナショナルミニマムの保障を踏みにじるもので、生活保護法に違反する暴挙であります。

反対理由の第二は、六十年限という昨年度の提案が三年間延長という形で再び提出され、国民に対する重大な公約違反を犯していることとあります。

会において、また本院においては補助金等に関する特別委員会においてわざわざ附帯決議をつけ、六十年限りの暫定的措置であることに強く念を押す、政府に対し注文をつけてきたところであり、その意味するところは、六十年限りでも補助率に戻るということであり、それが地方との約束でもあったはずであります。こうした経緯を十分に承知しながら、補助率引き下げの対象を拡大し、しかも質疑を通じ明らかとなり、明確な根拠なしの三年間の暫定措置という提案をしていることは到底容認できないのであります。

反対理由の第三は、国と地方の役割分担、財源配分等をおろそかにしたまま、国の一方的な財政事情によって地方への負担増額を行っていることとあります。

この際既に役割の終わった補助金等の整理を優先すべきであるとの地方の主張を無視し、現在の補助金を整理ではなく存続せしめることによって中央の影響力を温存しようとするこそくな手段は、地方の自主性を踏みにじるもので、中央政府の許しがたいエゴと断ぜざるを得ません。国と地方との役割分担の見直しを意図的におくられ、補助率の引き下げを先行していくやり方は本末転倒であります。ただ単に、国の一方的な財政事情を口実に地方財政富裕論をまき散らし、地方への負担増額を強化させていることは、憲法の地方自治の精神にもとるもので、地方財政法に抵触する不当なものであります。

一兆一千七百億円にも達する六十一年度の地方財政への影響額に対しては財政上の措置を講じたと言っておりますが、その実態は、たばこ消費税の引き上げ二千四百億円の大増収を、税調にもかけないというルール違反を犯してさえ抜き打ち的に断行し、一方的な負担を国民に押しつけようとしているのであります。また、建設地方債の増発九千三百億円については、地方財政の危機に一層拍車をかける以外の何物でもありません。

地方財政の状況は、六十一年度末で五十八兆八千億円にも達する巨額の借入金残高を抱え、三千三百と言われる地方団体のうち、公債費負担率が二〇％を超える団体が四分の一以上に膨れ上がっている厳しい現状をどう理解しているのか疑問なのであります。しかも、補助率引き下げの影響は地方団体の予算編成にも大きなひずみをもたらしており、各種手数料、公共料金の引き上げや調整資金の取り崩しを余儀なくされているのが現実なのであります。政府は、地方財政の運営には支障はない、万全の財政的措置を講じたとしておりますが、このような脆弁を弄することは断じて許されないのであります。

反対理由の第四は、本法律案の提出時期を誤った政府の責任が極めて重大であることです。

昨年度も同様の指摘を行ったところではございますが、本法律案の内容は、国と地方のあり方をめぐる行財政の基本的かつ制度上の重要な問題を提起しているのであり、まずもって国会での論議

を踏まえ、その上で六十一年度の予算編成を行うことが常道であつたはずではないでしょうか。現に五十六年度の行草特例法案の審査に際しては、予算編成の臨時国会において法案審査が行われ、法案の賛否は別といたしましても、その結果に基づいて五十七年度の予算編成が行われた経緯があるのであります。しかも昨年度、補助金等に関する特別委員会においては、「制度施策の根幹にかかり、かつ予算執行に関連する法案について、参議院の審議が制約を受けることのないよう国会提出の時期等の問題点に留意すること」の附帯決議を行い、政府の猛省を促しているのであります。

しかし、政府は、補助金問題検討会の結論を予算編成直前まで引き延ばし、本法律案を国会に提出したのは予算編成後の本年一月二十四日であり、本院に送付されたのは既に新年度へずれ込んだ四月十七日なのであります。しかも一方的に財政負担を転嫁しておきながら、地方の弱みにつけ込んで法案の早期成立を強要するという政府の態度は、さきの附帯決議や同様趣旨の問題点を政府に警告した委員長見解に背くものであり、本院の審議権を無視した議會制民主主義に対する重大な挑戦であります。

反対理由の第五は、厚生年金等特別会計等への国庫負担の繰り延べ措置が行われるなど、政府が財政の帳じり合わせに終始し、財政再建を後退させていることであります。

五十七年度から六十一年度までの厚生年金国庫負担繰り延べ額は運用収入分を含めて一兆四千億円余にも達し、厚生年金以外においても国民年金平準化措置、政管健保への国庫負担繰り延べ策など、後年度への負担先送り策が目立ち過ぎるのであります。本来予算に計上しなければならぬ経費を先送りすることは、いわば隠れた財政赤字を増大させるもので、財政再建を大きく後退させる以外の何物でもありません。しかも、厚生年金の国庫負担繰り延べ分の返済計画を示せとの指摘に對しては、これも拒否し、一般会計が特例公債依存体質から脱却した後において、できる限り速やかに繰戻しを行うとの答弁に終始していることは到底容認できるものではありません。

六十五年度特例公債脱却の中曾根内閣の財政再建目標は既に破綻を来しているものであり、財政再建のめどすらついていないのが現状なのであります。高齢化社会を目前に控え、しかも勤労世代の年金に対する信頼が揺らいでいる今日、政府がこのような不誠実な態度に出ることは大きな政治不信を招くものであることを指摘し、強く抗議するものであります。

最後に、暫定期間三年経過後の補助率について、もとに戻すと政府が言明していないこと、長期にわたる公共事業の削減が地域経済の格差を一段と助長していること、本法律案の内容が四十八法律にわたる異なる内容のものを一括法案化させ、議會制民主主義に違反している等の問題点を

指摘し、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、科学技術會議議員に岡本道雄君、山下勇君を、

公害等調整委員會委員に小玉正任君、綿貫芳源君、和田善一君を、

社会保険審査會委員に岡田達雄君を、漁港審議會委員に佐々木隆人君、鮫島泰佑君、

柴田章君、吹田安兵衛君、田代清英君、宮原九一君、矢野照重君、矢野辨介君、横山信立君を、

日本放送協會経営委員會委員に浅尾宏君、磯田一郎君、岩村精一洋君、熊平肇君、富谷晴一君を

任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、科学技術會議議員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

次に、公費等調整委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

次に、社会保険審査会委員、漁港審議会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち富谷晴一君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもっていずれも同意することと決しました。

次に、日本放送協会経営委員会委員のうち浅尾宏君、磯田一郎君、岩村精一洋君、熊平肇君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。
本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 木村 睦男君
副議長 阿具根 登君

議員
中野 鉄造君 矢原 秀男君
刈田 貞子君 坂山 映子君
大川 清幸君 馬場 富君
鶴岡 洋君 太田 淳夫君
服部 信吾君 井上 計君
中野 明君 飯田 忠雄君
柳澤 鍊造君 山田 勇君
堀出 啓典君 黒柳 明君
和田 教美君 栗林 卓司君
鳩山威一郎君 田代富士男君
多田 省吾君 高桑 栄松君
中西 珠子君 桑野 章君
夏目 忠雄君 鈴木 一弘君
二宮 文造君 伏見 康治君
藤井 恒男君 関 嘉彦君
田中 正巳君 徳永 正利君
中山 千夏君 木本平八郎君
青木 茂君 下村 泰君
山田耕三郎君 喜屋武真榮君

青島 幸男君 浦田 勝君 江島 淳君 降矢 敬義君
大浜 方栄君 岡野 裕君 真鍋 賢二君 岩崎 純三君
海江田鶴造君 宮島 混君 遠藤 政夫君 金丸 三郎君
森山 眞弓君 小島 静馬君 亀長 友義君 下条進一郎君
村上 正邦君 松浦 功君 成相 善十君 斎藤 十朗君
仲川 幸男君 内藤 健君 伊江 朝雄君 亀井 久興君
高木 正明君 藤井 孝男君 大島 友治君 井上 吉夫君
宮田 輝君 沢田 一精君 安孫子藤吉君 坂元 親男君
佐々木 満君 後藤 正夫君 藤田 正明君 山内 一郎君
北 修二君 長谷川 信君 西村 尚治君 加藤 武徳君
高平 公友君 山東 昭子君 初村滝一郎君 松垣徳太郎君
坂野 重信君 斎藤栄三郎君 長田 裕二君 世耕 政隆君
大鷹 淑子君 堀内 俊夫君 中山 太郎君 増田 盛君
遠藤 要君 熊谷太三郎君 福田 宏一君 杉山 令肇君
源田 実君 藏内 修治君 柳川 覺治君 矢野俊比古君
岩動 道行君 石本 茂君 柳川 覺治君 水谷 力君
平井 卓志君 中村 太郎君 松岡満寿男君 田 英夫君
土屋 義彦君 大坪健一郎君 竹山 裕君 出口 廣光君
松尾 官平君 板垣 正君 林 健太郎君 藤野 賢二君
梶原 清君 前島英三郎君 星 長治君 井上 孝君
石井 道子君 添田増太郎君 前田 勲男君 谷川 寛三君
藤田 栄君 吉村 真事君 高杉 勉忠君 林 寛子君
吉川 芳男君 吉川 博君 山本 富雄君 堀江 正夫君
倉田 寛之君 工藤万砂美君 増岡 康治君 最上 進君
志村 哲良君 杉元 恒雄君 藤井 裕久君 森田 重郎君
曾根田郁夫君 佐藤栄佐久君 志村 愛子君 河本嘉久蔵君
大河原太一郎君 田沢 智治君 梶木 又三君 嶋崎 均君
関口 恵造君 岡部 三郎君 浜本 万三君 鈴木 省吾君

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項

四三八

古賀雷四郎君	林 道君	政府委員	内閣官房副長官	藤森 昭一君	上野 雄文君	鈴木 和美君	佐藤 昭夫君	橋本 敦君
安田 隆明君	上田 稔君	科学技術政務次官	前島英三郎君	菅野 久光君	菅野 久光君	赤桐 操君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	
安永 英雄君	梶原 敬義君	官		安永 英雄君	安永 英雄君	竹田 四郎君	厚生省設置法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)	
稲村 稔夫君	菅野 久光君	農林水産政務次官	福田 宏一君	補欠	補欠	補欠	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	
吉川 春子君	下田 京子君	運輸大臣官房国	棚橋 泰君	藤田 正明君	水谷 力君	菅野 久光君	道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第六一号)	地方行政委員会に付託
糸久入重子君	久保田真苗君	有鉄道再建総括		赤桐 操君	菅野 久光君	菅野 久光君	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律案(閣法第五八号)	著作権法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)
近藤 忠孝君	佐藤 昭夫君	審議官	田名部匡省君	補欠	補欠	補欠		
山田 譲君	佐藤 三吾君	郵政政務次官		福岡日出磨君	杉元 恒雄君	補欠		
大森 昭君	松前 達郎君			浦田 勝君	鈴木 省吾君	補欠		文教委員会に付託
内藤 功君	安恒 良一君			竹山 裕君	福田 宏一君	井上 吉夫君		地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求めるの件(閣承認第二号)
大木 正吾君	丸谷 金保君			出口 廣光君	井上 吉夫君	安武 洋子君		社会労働委員会に付託
矢田部 理君	橋本 敦君			橋本 敦君	安武 洋子君	補欠		生物系特定産業技術研究推進機構法案(閣法第二七号)
粕谷 照美君	片山 甚市君			補欠	補欠	補欠		農林水産委員会に付託
立木 洋君	山中 郁子君			補欠	補欠	補欠		
穂山 篤君	中村 哲君			補欠	補欠	補欠		
市川 正一君	竹田 四郎君			補欠	補欠	補欠		
村沢 牧君	上野 雄文君			補欠	補欠	補欠		
瀬谷 英行君	小柳 勇君			補欠	補欠	補欠		
秋山 長造君	上田耕一郎君			補欠	補欠	補欠		
國務大臣				補欠	補欠	補欠		
内閣総理大臣	中曾根康弘君			補欠	補欠	補欠		
大蔵大臣	竹下 登君			補欠	補欠	補欠		
文部大臣	海部 俊樹君			補欠	補欠	補欠		
厚生大臣	今井 勇君			補欠	補欠	補欠		
運輸大臣	三塚 博君			補欠	補欠	補欠		
労働大臣	林 道君			補欠	補欠	補欠		
建設大臣	江藤 隆美君			補欠	補欠	補欠		
自治大臣	小沢 一郎君			補欠	補欠	補欠		

公衆浴場法の一部を改正する法律案（永入八重子君外五名発議）

林業労働法案（目黒今朝次郎君外一名発議）

育児休業法案（永入八重子君外三名発議）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び

一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案
東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

条例による科刑の違憲性に関する質問主意書（飯田忠雄君提出）

衆議院の解散をめぐる答弁書に関する質問主意書（飯田忠雄君提出）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員飯田忠雄君提出憲法にいう国民の代表者および国政権力の行使者に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員喜屋武真榮君提出いわゆる「スパイ天国」論に関する質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、五月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び

一百万円の臨時補助貨幣の発行に関する法律
東京湾横断道路の建設に関する特別措置法

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和六十年第三・四半期における予算使用

の状況の報告を受領した。

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく昭和六十年首都圏整備に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、災害対策基本法第九条の規定に基づく昭和五十九年度において防災に関してとつた措置の概況及び昭和六十一年度において実施すべき防災に関する計画の報告を受領した。

去る四月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

安孫子藤吉君 鈴木 省吾君

建設委員

辞任 補欠

鈴木 省吾君 安孫子藤吉君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を指名した。

補助金等に関する特別委員

辞任 補欠

坂元 親男君 降矢 敬義君

添田増太郎君 水谷 力君

石本 茂君 大河原太一郎君

吉川 博君 志村 哲良君

佐藤 三吾君 粕谷 照美君

安恒 良一君 中村 哲君

同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

育児休業法案（中西珠子君外二名発議）（参第六号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

国の補助金等の臨時特例等に関する法律案（閣法第四号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

米軍用家族住宅建設に関する質問主意書（喜屋武真榮君提出）

去る四月二十八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補助金等に関する特別委員

辞任 補欠

大河原太一郎君 石本 茂君

志村 哲良君 吉川 博君

降矢 敬義君 坂元 親男君

水谷 力君 添田増太郎君

橋本 敦君 佐藤 昭夫君

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和六十年第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る四月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

桑名 義治君 太田 淳夫君

大蔵委員

辞任 補欠

太田 淳夫君 桑名 義治君

去る一日議員から次の質問主意書が提出された。

VDT作業者の健康障害と労働安全衛生対策に関する質問主意書（藤原房雄君提出）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員飯田忠雄君提出条例による科刑の違憲性に関する質問に対する答弁書

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院の解散をめぐる答弁書に関する質問に対する答弁書

同日内閣総理大臣から、臨時教育審議会設置法第三條第二項の規定に基づく教育改革に関する第二次答申の報告を受領した。

去る二日議員から次の質問主意書が提出された。

共同漁業権の一部放棄及び漁業補償についての漁協の権限に関する質問主意書（久保巨君提出）

昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

四三九

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号 議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

内閣委員

辞任

補欠

柳澤 錬造君

伊藤 郁男君

地方行政委員

辞任

補欠

上野 雄文君

村沢 牧君

法務委員

辞任

補欠

橋本 敦君

小笠原貞子君

大蔵委員

辞任

補欠

村沢 牧君

上野 雄文君

運輸委員

辞任

補欠

小笠原貞子君

橋本 敦君

伊藤 郁男君

柳澤 錬造君

決算委員

辞任

補欠

田代富士男君

太田 淳夫君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案(閣法第二一〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外四名提出(衆第一八号))

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣委員会に付託した。

厚生省設置法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

育児休業法案(中西珠子君外二名発議)

憲法にいう国民の代表者および国政権力の行使者に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年四月十八日

飯田 忠雄

参議院議長 木村 睦男殿

憲法にいう国民の代表者および国政権力の行使者に関する質問主意書

昭和六十一年四月十五日付貴答弁書(内閣参質一〇四第三一〇号)は、「御指摘の方法は、衆議院の解散の実質的決定は国会の議決によることを前提とするものと考えられるが、その旨の明文の規定は、憲法になく」との見解を示しているが、憲法の前文は、「国政は国民の厳肅な信託によるものであつて、……その権力は国民の代表者がこれを行使し」と述べ、これが憲法原理である旨明示している。また、憲法第四十三条は「両議院は、全

国民を代表する選挙された議員でこれを組織することと明記する。

衆議院の解散が国政に関するものであることは、貴答弁書(内閣参質一〇四第三一〇号)においても明確に認めているところであるが、そうであれば、国政権力は、国民の代表者が行使するものであることは、憲法が示すところであり、かつ憲法の明文によれば、国民の代表者としての両議院議員が組織し構成するのが国会であるから、国会が国民の代表機関として、国政である衆議院の解散を審議し、議決しうるものであることは、憲法の明文に照らし明らかである。内閣においては、如何なる根拠でこの憲法の明文に基づく法理を否定されるのか合理的根拠を示して説明されたい。

右質問する。

昭和六十一年四月二十五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員飯田忠雄君提出憲法にいう国民の代表者および国政権力の行使者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員飯田忠雄君提出憲法にいう国民の代表者および国政権力の行使者に関する質問に対する答弁書

衆議院の解散は、天皇が内閣の助言と承認により行ふものであることは、憲法第七条に明文で示

すところであり、御指摘の憲法前文及び憲法第四十三条の規定が衆議院の解散について定めたものとは考えていない。

条例による科刑の違憲性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年四月二十一日

参議院議長 木村 睦男殿

飯田 忠雄

条例による科刑の違憲性に関する質問主意書

地方自治法第十四条第五項は、条例に違反した者に対する罰則を設け、これを根拠に科刑しうるものと規定する。

このような法律による罪となる行為の明確な特定なく、条例に罰則を委任することは、罪刑法定主義に違反すること明白である。条例による罰則は、行政処分の範囲にとどめ、事項により刑罰を以てする必要がある場合は、国の法律により刑罰法令を定めるのが至当と思われるが、内閣の見解はどうか。

なお、この問題に対する司法判断があれば、示されたい。

右質問する。

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員飯田忠雄君提出憲法にいう国民の代表者および国政権力の行使者に関する質問に対する答弁書

衆議院の解散は、天皇が内閣の助言と承認により行ふものであることは、憲法第七条に明文で示

昭和六十一年五月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員飯田忠雄君提出条例による科刑の違憲性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員飯田忠雄君提出条例による科刑の違憲性に関する質問に対する答弁書

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十四条第五項の規定が憲法第三十一条に抵触しないことは、昭和三十七年五月三十日の最高裁判所大法廷判決の示すとおりである。

衆議院の解散をめぐる答弁書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十一年四月二十三日

飯田 忠雄

参議院議長 木村 睦男殿

衆議院の解散をめぐる答弁書に関する質問主意書

昭和六十一年四月十一日付答弁書(内閣参質一〇四第二九号)によれば、衆議院の解散は、天皇の国事に関する行為として行われるものとしてい

るが、昭和六十一年四月十五日付答弁書(内閣参質一〇四第三〇号)によれば、衆議院の解散は、「国政に関するものであることは疑いのないところ」とする。両答弁書から判断するときは、内閣答弁書の所論は、「衆議院の解散は、国政に関するものであるが、天皇の国事に関する行為として行われるものであり、そのことを憲法第七条が規定している」ということになるが、もしそのように解しているならば、憲法第七条第三号は、擬制の規定であると解していると思われる。内閣の見解をこのように受け取つていいのかどうか、明確な答弁を求める。

右質問する。

昭和六十一年五月一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦男殿

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院の解散をめぐる答弁書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員飯田忠雄君提出衆議院の解散をめぐる答弁書に関する質問に対する答弁書

御質問の「擬制の規定」の意味は明らかでないが、衆議院の解散に関する内閣の見解は、質問第二八号から質問第三三号まで、質問第三五号及び質問第三六号に対する各答弁書において述べたとおりである。

第十号中正誤

ページ 段 行 誤 正
二六 三 法律 法律案
三〇 三 九 定たつて 当たつて

昭和六十一年五月七日 参議院會議録第十四号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京郵務区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四二(代)

一定価一
〇円部